写

荒尾市告示第６４号

荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣事業実施要綱を次のように制定する。

令和６年５月１０日

荒尾市長　浅田敏彦

荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、男性の家事育児参画の推進及び男性の育児休業の取得促進に取り組む事業者に対し、市が当該取組について専門的な知識及び経験を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、適切な助言及び支援を行うことにより、事業者の自主的な取組の促進を図り、もって本市における男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

（派遣対象者）

第２条　アドバイザーの派遣を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

⑴　荒尾市内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。

⑵　労働関係法令を遵守していること。

⑶　荒尾市暴力団排除条例（平成２３年条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（実施内容）

第３条　アドバイザーは、対象事業者に対し、男性の家事育児参画及び男性育休促進に関する講演、研修、助言、提案等を行うものとする。

（派遣申請）

第４条　アドバイザーの派遣を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日のおおむね２か月前までに、荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

（派遣の決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の可否を決定し、派遣することを決定したときは荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣決定通知書（様式第２号）により、派遣しないことを決定したときは荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣不承認決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（派遣回数等）

第６条　アドバイザーの派遣時間は、１回当たり２時間以内とし、派遣回数は派遣することを決定した申請者（以下「派遣先事業者」という。）につき年度ごとに１回限りとする。

（派遣の中止）

第７条　市長は、派遣先事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザーの派遣を中止することができる。

⑴　偽りその他不正な手段によりアドバイザーの派遣の決定を受けたとき。

⑵　派遣先事業者から派遣の中止の要請があったとき。

⑶　その他市長が派遣の決定を取り消すことを適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により、派遣を中止する場合は、荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣中止通知書（様式第４号）により、派遣先事業者に通知するものとする。

（派遣先事業者の義務）

第８条　派遣先事業者は、アドバイザーの求めに応じて、関係資料の提供、受入体制の整備その他派遣を円滑に受けるために必要な準備をしなければならない。

（経費の負担）

第９条　市長は、予算の範囲内において、派遣するアドバイザーに対する謝礼金及び旅費を負担し、その他のアドバイザーの派遣に係る費用については、派遣先事業者が負担する。

（報告書の提出）

第１０条　派遣先事業者は、派遣事業終了後、速やかに荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣終了報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　アドバイザーは、派遣事業終了後、速やかに荒尾市男性の家事育児参画及び男性育休促進のためのアドバイザー派遣業務報告

書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（秘密保持）

第１１条　アドバイザーは、職務上知り得た情報について、他に漏らしてはならない。また、派遣が終了した後も、同様とする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。